

○試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）
 （第十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一九 （略）</p> <p>（特殊な方法による溶接）</p> <p>第三条 この規則の規定によらないで試験研究用等原子炉施設の溶接をすることにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで試験研究用等原子炉施設の溶接をすることができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この省令は、次に掲げる原子炉並びにその附属施設について適用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （新設）</p> <p>この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一九 （略）</p> <p>（特殊な方法による溶接）</p> <p>第三条 この省令の規定によらないで試験研究用等原子炉施設の溶接をすることにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この省令の規定によらないで試験研究用等原子炉施設の溶接をすることができる。</p> <p>2 （略）</p>

(第二種容器等の溶接の特例)

第十六条 法第二十七条第一項又は第二項の規定により認可を受けた設計及び工事の方法において、第一種容器に係る溶接の技術上の基準に適合すべきものとされた第二種容器、第三種容器及び第一種管は、この規則の適用については、第一種容器とみなす。

2 法第二十七条第一項又は第二項の規定により認可を受けた設計及び工事の方法において、第一種管に係る溶接の技術上の基準に適合すべきものとされた第三種管は、この規則の適用については、第一種管とみなす。

(第二種容器等の溶接の特例)

第十六条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第二十七条第一項又は第二項の規定により認可を受けた設計及び工事の方法において、第一種容器に係る溶接の技術上の基準に適合すべきものとされた第二種容器、第三種容器及び第一種管は、この省令の適用については、第一種容器とみなす。

2 法第二十七条第一項又は第二項の規定により認可を受けた設計及び工事の方法において、第一種管に係る溶接の技術上の基準に適合すべきものとされた第三種管は、この省令の適用については、第一種管とみなす。

○加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）（第十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 安全機能を有する施設（第三条―第十七条）</p> <p>第三章 重大事故等対処施設（第十八条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号。以下「加工規則」という。）及び加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（削る）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は</p>

、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号。以下この項において「規則」という。）第一条第二項第一号に掲げる放射線をいう。

二 「管理区域」とは、規則第一条第二項第二号に掲げる管理区域をいう。

三 「周辺監視区域」とは、規則第一条第二項第三号に掲げる周辺監視区域をいう。

四 「放射性廃棄物」とは、規則第一条第二項第五号に掲げる放射性廃棄物をいう。

（特殊な方法による施設）

第二条 この省令の規定によらないで加工施設を施設することにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この省令の規定によらないで加工施設を施設することができる。

2 (略)

第二章 安全機能を有する施設

（核燃料物質の臨界防止）

第三条 安全機能を有する施設には、核燃料物質の取扱
い上の一つの単位（以下「単ユニット」という。）
において、通常時に予想される機械若しくは器具の単

、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号。以下この項において「規則」という。）第一条第二項第一号に掲げる放射線をいう。

二 「管理区域」とは、規則第一条第二項第二号に掲げる管理区域をいう。

三 「周辺監視区域」とは、規則第一条第二項第三号に掲げる周辺監視区域をいう。

四 「放射性廃棄物」とは、規則第一条第二項第五号に掲げる放射性廃棄物をいう。

（特殊な方法による施設）

第二条 この省令の規定によらないで加工施設を施設することにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この省令の規定によらないで加工施設を施設することができる。

2 (略)

（核燃料物質の臨界防止）

第三条 加工施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置が講じられているものでなけ

一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置を講じなければならない。

2| 安全機能を有する施設には、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置を講じなければならない。

3| 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

（火災等による損傷の防止）

なければならない。

（新設）

2| 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設は、臨界警報設備の設置その他の臨界事故の発生を想定した適切な措置が講じられているものでなければならない。

（火災等による損傷の防止）

第四条 安全機能を有する施設が火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。以下同じ。）を施設しなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

4 5 6 (略)

7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。

二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留する

第四条 加工施設が火災の影響を受けることにより加工施設の安全に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により加工施設の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。

3 非常用電源設備その他の安全上重要な施設であつて、火災により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講じなければならない。

4 5 6 (略)

7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。

二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留する

ことなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。

三 (略)

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六條第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

(地震による損傷の防止)

第五条の二 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業許可基準規則第七條第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

2 | 耐震重要施設(事業許可基準規則第六條第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業許可基準規則第七條第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全機能が損なわれるおそれがないよ

ことなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。

三 (略)

(耐震性)

第五条 加工施設は、これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないように施設しなければならない。

2 | 前項の地震力は、加工施設の構造及びこれが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度、地震活動の状況その他の要因を考慮して算定しなければならない。

(新設)

うに施設しなければならない。

3 | 耐震重要施設が事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五條の三 | 安全機能を有する施設が基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。以下同じ。）によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(新設)

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第五條の四 | 安全機能を有する施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

(新設)

2 | 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その

他の適切な措置を講じなければならない。

3 航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

第五條の五 加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(加工施設内における溢水による損傷の防止)

第五條の六 安全機能を有する施設が加工施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(材料及び構造)

第六條 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性

(新設)

(新設)

(材料及び構造)

第六條 加工施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全を確保する上で

を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならぬ。

（閉じ込めの機能）

第七条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。

一 （略）

二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる

重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならぬ。

2 加工施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

（閉じ込めの機能）

第七条 加工施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。

一 （略）

二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止しうる構造であること。

三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持しうるものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる

構造であること。

四 (略)

五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

六 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。

イ (略)

ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。
ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。

構造であること。

四 (略)

五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持しうるものであること。

六 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持しうるものであること。

七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。

イ (略)

ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。
ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 加工施設を設置する工場又は事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内

）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五条第二号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

(遮蔽)

第八条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

2 | 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設しなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

(換気)

第九条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。

に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五条第二号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

(しやへい)

第八条 (新設)

加工施設を設置する工場又は事業所内の外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要なしやへい能力を有するしやへい設備を施設しなければならない。

(換気)

第九条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。

一・二 (略)

三 ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

(安全機能を有する施設)

第十一条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう施設しなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならぬ。

3 安全機能を有する施設に属する設備であつて、クレインその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

4 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性を損なわないよう、施設しなければならぬ。

一・二 (略)

三 ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持しうるものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

(安全上重要な施設)

第十一条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 二以上の原子力施設（加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによつて加工施設の安全を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。

二 加工施設の安全を確保する機能を確保するための検査又は試験及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。

(搬送設備)

第十二条 核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一・二 (略)

(警報設備等)

第十三条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第十五条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。

2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。

(安全避難通路等)

第十三条の二 加工施設には、次に掲げる設備を施設し

(搬送設備)

第十二条 核燃料物質を搬送する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一・二 (略)

(警報設備等)

第十三条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第十五条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。

2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。

(新設)

なければならぬ。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

（核燃料物質の貯蔵施設）

第十三条の三 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備を施設しなければならない。

（廃棄施設）

第十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるよう加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二・三 （略）

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に

（新設）

（廃棄施設）

第十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるよう加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二・三 （略）

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に

維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 (略)

(放射線管理施設)

第十五条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて替えることができる。

一 三 (略)

(非常用電源設備)

第十六条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

(通信連絡設備)

維持しうるものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 (略)

(放射線管理施設)

第十五条 加工施設を設置する工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて替えることができる。

一 三 (略)

(非常用電源設備)

第十六条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

第十七条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。

(新設)

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。

第三章 重大事故等対処施設

(火災等による損傷の防止)

第十八条 重大事故等対処施設が火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備を施設しなければならない。

(新設)

2 前項の消火設備及び警報設備には、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要

に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

(重大事故等対処施設の地盤)

第十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に施設しなければならない。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なプルトニウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

(新設)

(地震による損傷の防止)

第二十条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより施設しなければならない。

一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。

2 前項第一号の重大事故等対処施設が事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第二十一条 重大事故等対処施設が基準津波によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

(重大事故等対処設備)

第二十二條 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。
- 二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。
- 三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。
- 四 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。
- 五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。
- 六 プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。
- 七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことが

(新設)

できるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

2| 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因によつて設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

3| 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

一| 常設設備（プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。

二| 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三| 想定される重大事故等が発生した場合において可

搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。

六 共通要因によつて、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

(材料及び構造)

第二十三条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等が

(新設)

その設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。

2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

(臨界事故の拡大を防止するための設備)

第二十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。

一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備

二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備

(閉じ込める機能の喪失に対処するための設備)

第二十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。

一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な

(新設)

(新設)

設備

二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備

(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

第二十六条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を施設しなければならない。

(新設)

(重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

第二十七条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を施設しなければならない。

(新設)

(電源設備)

第二十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系からの電気の供給が停止し、第十六条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を施設しなければならない。

(新設)

(監視測定設備)

第二十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を施設しなければならない。

2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を施設しなければならない。

(緊急時対策所)

第三十条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所を施設しなければならない。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。

(新設)

(新設)

2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならぬ。

(通信連絡を行うために必要な設備)

第三十一条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な設備を施設しなければならない。

(新設)

○試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）
 （第十三条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第十二条―第三十条の二）</p> <p>第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第三十一条―第四十一条）</p> <p>第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第四十一条の二―第四十一条の八）</p> <p>第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設（第四十二条―第五十一条）</p> <p>附則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 試験研究用原子炉に係る原子炉施設（第十二条―第三十条）</p> <p>第三章 研究開発段階原子炉に係る原子炉施設（第三十一条―第四十一条）</p> <p>第四章 ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉施設（第四十二条―第五十一条）</p> <p>附則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第一条 この規則は、次に掲げる原子炉並びにその附属施設について適用する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号。以下この条において「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 「管理区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第四号に規定する管理区域をいう。

三 「放射性廃棄物」とは、試験炉規則第一条の二第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

四 「周辺監視区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

五 「試験研究用原子炉」とは、前条第一号に規定する試験研究用等原子炉（第九号及び第十号に規定するものを除く。）をいう。

六 「研究開発段階原子炉」とは、前条第二号に規定する試験研究用等原子炉をいう。

七 「中出力炉」とは、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。以下「試験炉許可基準規則」という。）第二条第二項第八号に規定する中出力炉をいう。

八 「高出力炉」とは、試験炉許可基準規則第二条第

一 「試験研究用原子炉」とは、前条第一号に掲げる試験研究用等原子炉（第三号に規定するものを除く。）をいう。

二 「研究開発段階原子炉」とは、前条第二号に掲げる試験研究用等原子炉をいう。

三 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、前条第一号に掲げる試験研究用等原子炉のうち、一次冷却材としてナトリウムを用い、かつ、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものをいう。

四 「安全設備」とは、次に掲げる設備であつて、その故障、損壞等により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせるものをいう。

イ 一次冷却設備、制御設備その他の運転時において試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備（原子炉容器を除く。）

ロ 非常用冷却設備（非常用炉心冷却設備を含む。以下同じ。）、安全保護回路、非常用制御設備、非常用電源設備その他の試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等の際に試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備

ハ 原子炉格納容器及びその附属設備

五 「放射線」とは、試験研究の用に供する原子炉等

- 二項第九号に規定する高出力炉をいう。
- 九 「ガス冷却型原子炉」とは、試験炉許可基準規則第二條第二項第十号に規定するガス冷却型原子炉をいう。
- 十 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、試験炉許可基準規則第二條第二項第十一号に規定するナトリウム冷却型高速炉をいう。
- 十一 「安全機能」とは、試験炉許可基準規則第二條第二項第十二号に規定する安全機能をいう。
- 十二 「安全機能の重要度」とは、試験炉許可基準規則第二條第二項第十三号に規定する安全機能の重要度をいう。
- 十三 「通常運転」とは、試験炉許可基準規則第二條第二項第十四号に規定する通常運転をいう。
- 十四 「運転時の異常な過渡変化」とは、試験炉許可基準規則第二條第二項第十五号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。
- 十五 「設計基準事故」とは、試験炉許可基準規則第二條第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。
- 十六 「多重性」とは、試験炉許可基準規則第二條第二項第十七号に規定する多重性をいう。
- 十七 「多様性」とは、試験炉許可基準規則第二條第二項第十八号に規定する多様性をいう。
- 十八 「独立性」とは、試験炉許可基準規則第二條第

- の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号。以下この条において「規則」という。）第一条の二第一号に掲げる放射線をいう。
- 六 「放射性廃棄物」とは、規則第一条の二第二号に掲げる放射性廃棄物をいう。
- 七 「燃料体」とは、規則第一条の二第三号に掲げる燃料体をいう。
- 八 「管理区域」とは、規則第一条の二第四号に掲げる管理区域をいう。
- 九 「周辺監視区域」とは、規則第一条の二第六号に掲げる周辺監視区域をいう。
- 十 「放射線業務従事者」とは、規則第一条の二第七号に掲げる従事者をいう。

-
- 二項第十九号に規定する独立性をいう。
- 十九 「燃料体」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十号に規定する燃料体をいう。
- 二十 「燃料材」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十一号に規定する燃料材をいう。
- 二十一 「燃料の許容設計限界」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十三号に規定する燃料の許容設計限界をいう。
- 二十二 「反応度価値」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十四号に規定する反応度価値をいう。
- 二十三 「制御棒の最大反応度価値」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十五号に規定する制御棒の最大反応度価値をいう。
- 二十四 「反応度添加率」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十六号に規定する反応度添加率をいう。
- 二十五 「原子炉停止系統」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十七号に規定する原子炉停止系統をいう。
- 二十六 「反応度制御系統」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十八号に規定する反応度制御系統をいう。
- 二十七 「安全保護回路」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十九号に規定する安全保護回路を
-

いう。

二十八 「安全設備」とは、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される環境条件において、その損壊又は故障その他の異常により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせる設備であつて次に掲げるものをいう。

イ 一次冷却系統設備その他の運転時において試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備（原子炉容器を除く。）

ロ 非常用冷却設備（非常用炉心冷却設備を含む。以下同じ。）
安全保護回路、非常用電源設備その他の試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備

ハ 原子炉格納容器及びその附属設備

二十九 「一次冷却材」とは、試験炉許可基準規則第二項第三十三号に規定する一次冷却材をいう。

三十 「一次冷却系統設備」とは、試験炉許可基準規則第二項第三十四号に規定する一次冷却系統設備をいう。

三十一 「最終ヒートシンク」とは、試験炉許可基準規則第二項第三十五号に規定する最終ヒートシンクをいう。

三十二 「冠水維持設備」とは、試験炉許可基準規則

第二条第二項第三十六号に規定する冠水維持設備をいう。

三十三 「試験用燃料体」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十七号に規定する試験用燃料体をいう。

三十四 「カバーガス」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十八号に規定するカバーガスをいう。

三十五 「原子炉カバーガス」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十九号に規定する原子炉カバーガスをいう。

三十六 「炉心冠水維持バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十号に規定する炉心冠水維持バウンダリをいう。

三十七 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十二号に規定する原子炉冷却材圧力バウンダリをいう。

三十八 「原子炉冷却材バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十三号に規定する原子炉冷却材バウンダリをいう。

三十九 「原子炉カバーガス等のバウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十四号に規定する原子炉カバーガス等のバウンダリをいう。

(試験研究用等原子炉施設の機能)

第四条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

2 (略)

(機能の確認等)

第五条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

(試験研究用等原子炉施設の地盤)

第五条の二 試験研究用等原子炉施設(船舶に施設するものを除く。第六条、第六条の二及び第六条の三第一項において同じ。)は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

(試験研究用等原子炉施設の機能)

第四条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において原子核分裂の連鎖反応を安全に持続することができ、かつ、試験研究用等原子炉施設に故障が発生した場合において原子核分裂の連鎖反応を無制御に継続することがないものでなければならない。

2 (略)

(機能の確認等)

第五条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための検査又は試験及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

(新設)

(地震による損傷の防止)

第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないように施設しなければならない。

2 | 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

3 | 耐震重要施設が試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生じる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第六条の二 試験研究用等原子炉施設がその供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(耐震性等)

第六条 試験研究用等原子炉施設（船舶に施設するものを除く。次項において同じ。）は、これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないように施設しなければならない。

2 | 前項の地震力は、試験研究用等原子炉施設の構造及びこれが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度、地震活動の状況その他の要因を考慮して算定しなければならない。

3 | 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。

(新設)

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条の三 試験研究用等原子炉施設が想定される自然

現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。

4 航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

(新設)

第六条の四 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）には、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二条第六号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

（材料、構造等）

第七条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ（以下「機器」という。）並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物（以下この項において「機器等」という。）の材料及び構造は、その安全機能の重要度に応じて、当該機器等がその設計上要求される強度を確保できるものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する逃がし弁、安全弁、破壊板又は真空破壊弁（第十一条において「逃がし弁等」という。）を必要な箇所に設けなければならない。

（新設）

（材料、構造等）

第七条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ（以下「機器」という。）並びにこれらを支持する構造物並びに燃料体、減速材及び反射材を支持する構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要なもの（以下この項において「機器等」という。）の材料及び構造は、当該機器等がその設計上要求される強度を確保できるものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する逃がし弁、安全弁、破壊板又は真空破壊弁（第十一条において「逃がし弁等」という。）を必要な箇所に設けなければ

3 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

4 (略)

(遮蔽等)

第八条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるように施設しなければならない。

2 工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備を施設しなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。
- 二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。

三 (略)

ばならない。

3 試験研究用等原子炉施設に属する機器のうち、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

4 (略)

(しやへい)

第八条 (新設)

試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（原子力船を含む。）内の外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところによりしやへい設備を施設しなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要なしやへい能力を有するものであること。
- 二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられているものであること。

三 (略)

(換気設備)

第九条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。

一 (略)

二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造であり、かつ、逆流するおそれがない構造であること。

三・四 (略)

(逆止め弁)

第十条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備(排気筒並びに第九条及び第二十六条に規定するものを除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第十一条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合には、これを安全に廃棄し得るように施設しなければならない。

(換気)

第九条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。

一 (略)

二 放射性物質により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。

三・四 (略)

(放射性物質を含む系統の隔離)

第十条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器又は管に放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第十一条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合には、これを安全に廃棄しうるように施設しなければならない。

ならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合には、これを安全に廃棄し得るように施設しなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないように施設しなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であつて当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第二十七条第二号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

4 (略)

第二章 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

(安全設備)

ならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合には、これを安全に廃棄し得るように施設しなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設は、試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないように施設しなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であつて当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第二十七条第二号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

4 (略)

第二章 試験研究用原子炉に係る原子炉施設

(安全設備)

第十三条 安全設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下同じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保すること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。

三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。

四 火災により損傷を受けるおそれがある場合には、次に掲げるところによること。

第十三条 安全設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 二以上の原子力施設（加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用しないこと。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

二 試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持しうるように、当該安全設備自体又は当該安全設備が属する系統として多重性を有すること。ただし、原子炉格納容器その他多重性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持しうる設備にあつては、この限りでない。

三 火災により損傷を受けるおそれがある場合には、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。

四 蒸気タービン又はポンプの損壊に伴う飛散物により損傷を受けるおそれがある場合には、防護施設の

イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。

ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備を設けること。

ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。

五 前号口の消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。

六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置を講ずること。

(溢水による損傷の防止)

第十三条の二 試験研究用等原子炉施設が、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設が、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を

設置その他の適切な損傷防止措置を講ずること。

(新設)

含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(安全避難通路等)

第十三条の三 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

(炉心等)

第十四条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は

(新設)

第十四条 燃料体、減速材及び反射材の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

2 燃料体、減速材及び反射材は、自重、最高使用圧力その他の荷重に耐えるものでなければならない。

3 燃料体、減速材及び反射材並びにこれらを支持する

、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように施設しなければならない。

(熱遮蔽材)

第十四条の二 原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合には、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材を施設しなければならない。

一・二 (略)

(核燃料物質取扱設備)

第十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一・二 (略)

三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。

四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないこと。

五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。

六 (略)

七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構

造物は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように施設しなければならない。

(熱しやへい材)

第十四条の二 原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合には、これを防止するため、次に掲げるところにより熱しやへい材を施設しなければならない。

一・二 (略)

(核燃料物質取扱設備)

第十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一・二 (略)

三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去しうるものであること。

四 取扱いの際に燃料体等が破損するおそれがないこと。

五 燃料体等を封入する容器は、取扱いの際の衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。

六 (略)

七 燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を安全に保持しているものである

造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。

八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができものであること。

ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができものであること。

(核燃料物質貯蔵設備)

第十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 (略)

二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有するものであること。

三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができものであること。

ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知

こと。

(新設)

(核燃料物質貯蔵設備)

第十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 (略)

二 燃料体等の崩壊熱を安全に除去しうるものであること。

(新設)

し、及び警報を發することができると。

2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。

二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものであること。

三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の崩壊熱を完全に除去し得るものであること。

四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。

イ (略)

ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。

(冷却設備等)

第十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

一 四 (略)

五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内

2 使用済燃料その他高放射性の燃料体等を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 燃料体等の被覆が著しく腐食することを防止するものであること。

(新設)

(新設)

二 使用済燃料その他高放射性の燃料体等を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。

イ (略)

ロ 液体の漏えいを適切に検知しうるものであること。

(冷却設備等)

第十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

一 四 (略)

五 原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除

の残留熱を除去する設備

六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備

七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備

2 (略)

3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置を施設しなければならぬ。

(液位の保持等)

第二十条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあつては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる負荷に耐えるものでなければならぬ。

2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に掲げるもののほか、原子炉容器内の設計水位を確保できるものでなければならぬ。

去する設備

六 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備

(新設)

2 (略)

(新設)

(液位の保持)

第二十条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設にあつては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等に伴う温度の変化その他の要因による荷重の増加に耐えるものでなければならぬ。

(新設)

(削る)

(計装)

第二十一条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて代えることができる。

一〇四 (略)

2 | 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたる監視及び記録できる設備を施設しなければならない。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第二十条の二 原子炉冷却材圧力バウンダリ（一次冷却設備に係る設備の損壊等に伴い自動的に弁が閉鎖されることにより、圧力障壁を形成する部分をいう。以下同じ。）を有する試験研究用等原子炉施設にあつては、当該原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加に耐えるものでなければならない。

(計装)

第二十一条 試験研究用等原子炉施設（次項に該当するものを除く。）には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一〇四 (略)

2 | 気体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉に係る試験研究用等原子炉施設であつて熱交換器を有するもの（以下「ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設」という。）には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

い。

(削る)

(警報装置)

第二十一条の二 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき

る。

- 一 前項第一号から第三号までに定める事項
- 二 一次冷却材に関する次の事項
 - イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度
 - ロ 原子炉容器の入口及び出口における温度、圧力及び流量
- 三 二次冷却材に関する次の事項
 - イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度
 - ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口及び出口における温度並びに入口における圧力及び流量

3

試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十七条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならぬ。

(新設)

、第二十七条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置を施設しなければならぬ。

(通信連絡設備等)

第二十一条の三 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線を施設しなければならない。

(安全保護回路)

第二十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路を施設しなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。

(新設)

(安全保護回路)

第二十二条 試験研究用等原子炉施設には、試験研究用等原子炉の出力の著しい上昇、地震の発生その他の要因により試験研究用等原子炉を安全に運転することができなくなるおそれが生じたときに、試験研究用等原子炉を停止するための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる安全保護回路を施設しなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、試験研究用等原子炉

二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制又は防止するための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。

三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。

四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。

五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、試験研究用等原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。

六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。

七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用す

施設の故障、損壊等により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じたときに、これを抑制又は防止するための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる安全保護回路を施設しなければならない。

3 前二項の安全保護回路は、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更しうるものでなければならない。

る場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。

八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。

(反応度制御系統及び原子炉停止系統)

第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないよう、反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統を施設しなければならない。

一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（構造材料その他の実験のために使用されるものをいう。以下同じ。）の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。

二 制御棒を用いる場合にあつては、次のとおりとするること。

イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。

ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。

(制御設備等)

第二十三条 制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 運転時において、燃料の許容設計限界（試験研究用等原子炉を継続して安全に運転する上で、安全設計上許容される燃料体の損傷の限界をいう。以下同じ。）を超えることなく試験研究用等原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

二 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等が生じた場合において、速やかに試験研究用等原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

三 制御棒を用いる場合にあつては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

2

試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統を施設しなければならない。

一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。

ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

四 制御棒を用いる場合にあつては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

2

四 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるものであること。

非常用制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を臨界未満にすることができものであること。

二 制御設備とは独立に施設すること。

3 (略)

4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところにより
施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御
材を駆動し得るものであること。

二・三 (略)

5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定
される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度
が異常に投入される事象をいう。以下同じ。）に対し
て炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の
冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損
壊を起こさないものでなければならない。

6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合
には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生し
た場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変
化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨
界に移行することができ、かつ、低温状態において未
臨界を維持できるものでなければならない。

(原子炉制御室等)

第二十四条 (略)

2 原子炉制御室には、試験研究用等原子炉の運転状態
を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保す
るための設備を操作する装置、異常を表示する警報装
置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するため

3 (略)

4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところにより
施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御
材を駆動しうるものであること。

二・三 (略)

(新設)

(新設)

(原子炉制御室等)

第二十四条 (略)

2 原子炉制御室には、試験研究用等原子炉を適切に運
転しうるように、試験研究用等原子炉の運転状態を表
示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するた
めの設備を操作する装置、異常を表示する警報装置そ

の主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。

3| 原子炉制御室は、従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造としなければならない。

4| 原子炉制御室及びこれに連絡する通路には、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるよう、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置を講じなければならない。

5| (略)

(廃棄物処理設備)

第二十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）を施設しなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないよう試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

の他の試験研究用等原子炉の安全性を確保するための主要な装置を集中して施設しなければならない。

(新設)

3| 原子炉制御室及びこれに連絡する通路には、試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等が生じた場合において、放射線業務従事者が試験研究用等原子炉の運転の停止その他の措置を採るために支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるよう、しやへい設備の設置その他の適切な放射線防護措置を講じなければならない。

4| (略)

(廃棄物処理設備)

第二十五条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないよう試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

- 二 (略)
- 三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。

四〇六 (略)

- 七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。

- 2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設しなければならぬ。

一 (略)

- 二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。

三 (略)

(保管廃棄設備)

第二十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に

- 二 (略)
- 三 化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。

四〇六 (略)

(新設)

- 2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設しなければならぬ。

一 (略)

- 二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が施設されていること。

三 (略)

(保管廃棄設備)

第二十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、崩壊

掲げるところにより施設しなければならない。

一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。

二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。

三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。

2 (略)

3 前条第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。

(放射線管理施設)

第二十七条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。

一 三 (略)

(原子炉格納施設)

第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設を施設しなければならない。

熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないように施設しなければならない。

2 (略)

3 前条第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。

(放射線管理施設)

第二十七条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて替えることができる。

一 三 (略)

(原子炉格納施設)

第二十八条 試験研究用等原子炉施設(次条に該当するものを除く。)にあつては、原子炉格納施設は、その内部を負圧状態に維持しうるものであり、かつ、その

- 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。
- 二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。

(削る)

内部における試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が排出されることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の排出を抑制しうるものでなければならぬ。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。

第二十八条の二 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等

原子炉施設にあつては、原子炉格納施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生じるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。
- 二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けること。
- 三 試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を

施設すること。

四 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際に生じる可燃性ガス及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じるおそれがある場合は、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下させる設備を施設すること。

2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならぬ。

3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、当該貫通箇所の内側及び外側の当該貫通箇所に近接した箇所にそれぞれ一個の閉鎖隔離弁（ロック装置が付されているものに限る。）又は自動隔離弁（隔離機能がない逆止め弁を除く。）（以下この条において「隔離弁」と総称する。）を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所の内側及び外側に替え、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁を設けるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であつて、試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側

第二十九条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならぬ。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

(保安電源設備)

及び外側に開口部があるものを除く。)及び試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがないものには、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所の方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けるものとする。

5| 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生じるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。

第二十九条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならぬ。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

(非常用電源設備)

2
(略)

3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備を施設しなければならぬ。

(実験設備等)

第三十条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備（試験研究用等原子炉を利用して材料試験その他の実験を行う設備をいう。）及び利用設備（試験研究用等原子炉を利用して分析、放射性同位元素の製造、医療その他の行為を行うための設備をいう。）（以下「実験設備等」と総称する。）は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。

二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。

三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。

四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するため、試験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺

2
(略)

(新設)

(主要な実験設備)

第三十条 主要な実験設備は、その故障、損壞等により試験研究用等原子炉の安全を損なわないように施設しなければならない。

環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。

五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡することができる場所であること。

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第三十条の二 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設には、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

(冷却設備等)

第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一 四 (略)

五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備

2 (略)

(新設)

第三章 研究開発段階原子炉に係る原子炉施設

(冷却設備等)

第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一 四 (略)

五 原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備

2 (略)

(非常用炉心冷却設備)

第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備がその機能を喪失した場合に原子炉容器内において発生した熱を除去する非常用炉心冷却設備を施設しなければならない。

2 非常用炉心冷却設備は、試験研究用等原子炉施設の損壞又は故障その他の異常が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において、燃料材の溶触及び燃料体の著しい破損を防止し得るものであり、かつ、被覆材と冷却材との反応により著しく多量の水素を生じることがないものでなければならない。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第三十五条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壞又は故障その他の異常による衝撃、反応度の変化その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

(蒸気タービン)

第三十六条 蒸気タービン及びその附属設備は、その損壞又は故障その他の異常により試験研究用等原子炉施設の安全を損なうことがないように施設しなければならない。

(非常用炉心冷却設備)

第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却設備がその機能を喪失した場合に原子炉容器内において発生した熱を除去する非常用炉心冷却設備を施設しなければならない。

2 非常用炉心冷却設備は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において、燃料材の溶触及び燃料体の著しい破損を防止しうるものであり、かつ、被覆材と冷却材との反応により著しく多量の水素を生じることがないものでなければならない。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第三十五条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壞等に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加に耐えるものでなければならない。

(蒸気タービン)

第三十六条 蒸気タービン及びその附属設備は、その故障、損壞等により試験研究用等原子炉施設の安全を損なうことがないように施設しなければならない。

(反応度制御系統及び原子炉停止系統)

第三十八条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないよう、反応度を制御できるよう、反応度制御系統を施設しなければならない。

2| 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統を施設しなければならない。

一| 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。

二| 通常運転時の高温状態において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、少なくとも一つは、高温状態において未臨界を維持できるものであること。

三| 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行ことができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

四| 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、非常用炉心冷却設備と併せて又は単独で、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

(制御設備等)

第三十八条 制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一| 運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

二| 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等が生じた場合において、非常用炉心冷却設備と併せて又は単独で、速やかに試験研究用等原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

三| 制御棒を用いる場合にあつては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

四| 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるものであること。

2| 非常用制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一| 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく高温状態で試験研究用等原子炉を臨界未満にできるものであること。

二| 制御設備とは独立に施設すること。

と。

五 制御棒を用いる場合にあっては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

3 (略)

4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。

二 四 (略)

(原子炉格納施設)

第三十九条 原子炉格納施設は、第四十一条の六第一項第一号から第三号までに定めるところによるほか、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納施設の安全に支障が生じることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備（以下「格納容器熱除去設備」という。）を施設すること。

二 格納容器熱除去設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度につき想定される最も厳しい条件の下においても機能が損なわれないものであること。

3 (略)

4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動しうるものであること。

二 四 (略)

(原子炉格納施設)

第三十九条 原子炉格納施設は、第二十八条の二第一項第一号から第三号までに定めるところによるほか、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納施設の安全に支障が生じることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備（以下「格納容器熱除去設備」という。）を施設すること。

二 格納容器熱除去設備は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度につき想定される最も厳しい条件の下においても機能が損なわれないものであること。

ること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる水素及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じるおそれがある場合は、当該水素及び酸素の濃度を低下させる設備を施設すること。

2 (略)

(保安電源設備)

第四十条 (略)

2・3 (略)

(準用)

第四十一条 第十三条から第十八条まで、第二十一条の二から第二十二條まで、第二十四条(第五項ただし書を除く。)、第二十五条から第二十七條まで及び第四十一条の六第二項から第五項までの規定は、研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第十四条第三項及び第十四条の二第二号中「循環」とあるのは「循環、沸騰」と、第十八条中「次条第一項第四号」とあるのは「第三十三条第一項第四号」と、第二十七条中「工場等」とあるのは「工場等(原子力船を含む。)」と、第四十一条の六第五項中「原子炉格納施設」とあるのは「非常用炉心冷却設備に係る管、原子炉格納施設」と、

三 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際に生じる水素及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じるおそれがある場合は、当該水素及び酸素の濃度を低下させる設備を施設すること。

2 (略)

(非常用電源設備)

第四十条 (略)

2・3 (略)

(準用)

第四十一条 第十三条から第十八条まで、第二十一条第三項、第二十二條、第二十四条第一項から第三項まで及び第四項本文、第二十五条から第二十七條まで並びに第二十八条の二第二項から第五項までの規定は、研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第十四条第三項及び第十四条の二第二号中「循環」とあるのは「循環、沸騰」と、第十八条中「次条第一項第四号」とあるのは「第三十三条第一項第四号」と、第二十七条中「工場又は事業所」とあるのは「工場又は事業所(原子力船を含む。)」と、第二十八条の二第五項中「原子炉格納施設」とあるのは「非常用炉心冷却設備に係る管

「おそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管」とあるのは「おそれがある管」と読み替えるものとする。

第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

(ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設)

第四十一条の二 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設は、この章の規定により施設しなければならない。

(試験用燃料体)

第四十一条の三 試験用燃料体は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 試験計画の範囲内において、試験用燃料体の健全性を維持できない場合においても、燃料体の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。

二 設計基準事故時において、試験用燃料体が破損した場合においても、試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な機能及び炉心の冷却機能を損なうおそれがないものであること。

三 放射性物質の漏えい量を抑制するための措置を講じたものであること。

、原子炉格納施設」と、「おそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管」とあるのは「おそれがある管」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

四 輸送中又は取扱中において、著しい変形が生じないものであること。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第四十一条の四 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

2 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するために隔離装置を施設しなければならない。

3 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないように、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。

4 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置を施設しなければならない。

(計装)

第四十一条の五 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて代

(新設)

(新設)

えることができる。

一 熱出力及び炉心における中性子束密度

二 炉周期

三 制御棒の位置

四 一次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 原子炉容器内の入口及び出口における温度、圧力及び流量

五 二次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口及び出口における温度並びに入口における圧力及び流量

2

試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できる設備を施設しなければならない。

(原子炉格納施設)

第四十一条の六 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設を施設しなければならない。

一 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際の漏えい率

(新設)

が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生じるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。

二| 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けること。

三| 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を施設すること。

四| 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる可燃性ガス及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じるおそれがある場合は、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下させる設備を施設すること。

2| 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならぬ。

3| 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、当該貫通箇所の内側及び外側の当該貫通箇所に近接した箇所にそれぞれ一個の閉鎖隔離弁（ロック装置が付されているものに限る。）又は自動隔離弁（隔離機能がない逆止め弁を除く。）（以下この条及び第五十条の二において「隔離弁」と総称する。）を設けなければならない。ただし、当該

貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所の内側及び外側に代え、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁を設けるものとする。

4 | 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であつて、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）及び試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがないものには、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けるものとする。

5 | 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生じるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第四十一条の七 試験研究用等原子炉施設には、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十一条の八 第十三条から第十九条まで、第二十一条の二から第二十七条まで、第二十九条(第一項ただし書を除く。)及び第三十条の規定は、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第十五条中「燃料体又は」とあるのは「燃料体、試験用燃料体又は」と読み替えるものとする。

第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設

(炉心等)

第四十四条 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

(新設)

(新設)

第四章 ナトリウム冷却型高速炉に係る原子炉施設

(炉心等)

第四十四条 燃料体及び反射材の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

い。

2 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えるものであり、かつ、冷却材による炉心の冷却機能を損なうおそれがないものでなければならない。

3 (略)

4 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように施設しなければならない。

(ナトリウムの取扱い)

第四十五条 (略)

2 ナトリウムを取り扱う系統は原則として密閉したものとするとともに、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバークラスで覆う構造としなければならない。

3 放射性物質を含むナトリウムを通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るように施設しなければならない。

(冷却設備等)

2 燃料体及び反射材は、自重、最高使用圧力その他の荷重に耐えるものであり、かつ、冷却材による炉心の冷却機能を損なうおそれがないものでなければならない。

3 (略)

4 燃料体及び反射材並びにこれらを支持する構造物は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように施設しなければならない。

(ナトリウムの取扱い)

第四十五条 (略)

2 ナトリウムを取り扱う系統は原則として密閉したものとするとともに、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバークラス(ナトリウムの自由液面を覆うことを主たる目的とする不活性ガスをいう。以下同じ。)で覆う構造としなければならない。

3 放射性物質を含むナトリウムを通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るように施設しなければならない。

(冷却設備等)

第四十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一・二 (略)

三 一次冷却材及び原子炉カバーガスに含まれる放射性物質及び不純物の濃度並びに二次冷却材に含まれる不純物の濃度を試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

四 (略)

五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備

六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備。ただし、第一号又は前号に掲げる設備がこれと同等以上の機能を有する場合にあつては、この限りでない。

七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備

2 (略)

(原子炉冷却材バウンダリ等)

第四十八条 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異

第四十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一・二 (略)

三 一次冷却材及び原子炉カバーガス(カバーガスのうち、一次冷却材に係るものをいう。以下同じ。)に含まれる放射性物質及び不純物の濃度並びに二次冷却材に含まれる不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

四 (略)

五 原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備

六 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備。ただし、第一号又は前号に掲げる設備がこれと同等以上の機能を有する場合にあつては、この限りでない。

七 二次冷却材と三次冷却材(二次冷却材の熱を、熱交換器により取り出すための流体をいう。)との化学反応が生じた場合に、その影響を緩和する設備

2 (略)

(原子炉冷却材圧力バウンダリ等)

第四十八条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等に伴う

常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材バウングダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならぬ。

2 原子炉冷却材バウングダリを構成する機器には、原子炉冷却材バウングダリの破損が生じた場合においても冷却材の液位を必要な高さに保持するための措置を講じなければならぬ。

3 原子炉冷却材バウングダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬時的破壊が生じないように、十分な破壊じん性を有するものでなければならぬ。

4 原子炉カバーガス等のバウングダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の負荷に耐えるものでなければならぬ。

5 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材バウングダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置及び原子炉カバーガス等のバウングダリからの原子炉カバーガスの漏えいを検出する装置を施設しなければならぬ。

6 試験研究用等原子炉施設の原子炉冷却材バウングダリ及び原子炉カバーガス等のバウングダリの必要な箇所には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備

温度の変化その他の要因による荷重の増加に耐えるものでなければならぬ。

2 原子炉冷却材圧力バウングダリを構成する機器には、原子炉冷却材圧力バウングダリの破損が生じた場合においても冷却材の液位を必要な高さに保持するための措置を講じなければならぬ。

(新設)

3 原子炉カバーガス等のバウングダリ(ナトリウム冷却型高速炉の通常運転時に原子炉カバーガス又は一次冷却材を内包する部分のうち、原子炉冷却材圧力バウングダリを除いたものをいう。)を構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等に伴う温度の変化による荷重の増加に耐えるものでなければならぬ。

(新設)

(新設)

を施設しなければならない。

(計装)

第四十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて代えることができる。

一 一六 (略)

2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生

した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できる設備を施設しなければならない。

(反応度制御系統及び原子炉停止系統)

第五十条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統を施設しなければならない。

一 制御棒を用いるものであること。

二 制御棒の炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。

三 制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜き

(計装)

第四十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一 一六 (略)

(新設)

(制御設備等)

第五十条 制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 制御棒を用いるものであること。

二 運転時において、一本の制御棒が固着した場合においても、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等が生じた

が発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。

四 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。

2| 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統を施設しなければならない。

一 制御棒による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。

ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

場合において、一本の制御棒が固着した場合においても、速やかに試験研究用等原子炉を臨界未満にすることができ、かつ、想定される最も低い温度で試験研究用等原子炉を臨界未満に維持できるものであること。

四 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるものであること。

2| 非常用制御設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることなく高温状態で試験研究用等原子炉を臨界未満にできるものであること。

二 制御設備とは独立に施設すること。

あること。

四 一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

3 (略)

4 制御棒を駆動する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御棒を駆動し得るものであること。

二・三 (略)

5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定

される反応度投入事象に対して原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバールガス等のバウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物又は原子炉容器内部構造物の損壊を起ささないものでなければならない。

6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。

(原子炉格納施設)

第五十条の二 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設を施設しなければならない

3 (略)

4 制御棒を駆動する設備は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御棒を駆動しうるものであること。

二・三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

-
- 1 | 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生じるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。
 - 2 | 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けること。
 - 3 | 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を施設すること。
 - 4 | 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならぬ。
 - 5 | 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、隔離弁を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所の内側及び外側に代え、当該貫通箇所の方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁を設けるものとする。
 - 6 | 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であつて、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故
-

障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）には、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所近接した箇所に一個の隔離弁を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合には、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所近接した箇所に一個の隔離弁を設けるものとする。

5) 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生じるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。

(準用)

第五十一条 第十三条から第十三条の三まで、第十四条の二から第十七条まで、第二十一条の二から第二十二條まで、第二十四条から第二十七条まで、第二十九条（第一項ただし書を除く。）、第三十条、第四十一条の三及び第四十一条の七の規定は、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第十五条中「燃料体又は」とあるのは「燃料体、試験用燃料体又は」と読み替える

(準用)

第五十一条 第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十一条第三項、第二十二條、第二十四条から第二十七條まで、第二十八條の二第一項（同項第四号を除く。）から第五項まで、第三十条、第三十六條並びに第四十条第一項及び第三項の規定は、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第二十八條の二第四項中「おそれがないもの（一次冷却設備に係る設備に接続す

ものとする。

るもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。)及び試験研究用等原子炉施設の故障、損壊等の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがないもの」とあるのは、「おそれがないもの(一次冷却設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。)」と、第四十条第一項中「試験研究用等原子炉施設(船舶に施設するものを除く。)」とあるのは「試験研究用等原子炉施設」と読み替えるものとする。

○再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）（第十四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 安全機能を有する施設（第三条―第二十一条）</p> <p>第三章 重大事故等対処施設（第二十二条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。）及び再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>（削る）</p>	<p>（新設）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

一 「放射線」とは、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。以下この項において「規則」という。）第一条第二項第一号に掲げる放射線をいう。

二 「管理区域」とは、規則第一条第二項第二号に掲げる管理区域をいう。

三 「周辺監視区域」とは、規則第一条第二項第四号に掲げる周辺監視区域をいう。

四 「放射線業務従事者」とは、規則第一条第二項第五号に掲げる従事者をいう。

五 「放射性廃棄物」とは、規則第一条第二項第六号に掲げる放射性廃棄物をいう。

（特殊な方法による施設）

第二条 この省令の規定によらないで再処理施設を施設することにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この省令の規定によらないで再処理施設を施設することができる。

2 (略)

（新設）

（核燃料物質の臨界防止）

第三条 再処理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置が講じられているものな

（特殊な方法による施設）

第二条 この規則の規定によらないで再処理施設を施設することにつき特別の理由がある場合にあつては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで再処理施設を施設することができる。

2 (略)

第二章 安全機能を有する施設

（核燃料物質の臨界防止）

第三条 安全機能を有する施設には、核燃料物質の取扱以上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、運転時に予想される機械若しくは器具の単

一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置を講じなければならない。

2| 安全機能を有する施設には、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置を講じなければならない。

3| 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

(火災等による損傷の防止)

第四条 安全機能を有する施設が火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報

なければならない。

2| 再処理施設は、臨界警報設備の設置その他の臨界事故の発生を想定した適切な措置が講じられているものでなければならない。

(火災等による損傷の防止)

第四条 再処理施設が火災の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他

器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。以下同じ。）を施設しなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

4 有機溶媒その他の可燃性の液体（以下この条において「有機溶媒等」という。）を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること、不活性ガス雰囲気中有機溶媒等を取り扱うことその他の火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられているものでなければならない。

5 7 (略)

8 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備を施設しなければならない。

9 11 (略)

12 ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管

の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設しなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により再処理施設の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

3 非常用電源設備その他の安全上重要な施設であつて、火災により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講じなければならない。

4 有機溶媒その他の可燃性の液体（以下この条において「有機溶媒等」という。）を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること、不活性ガス雰囲気中有機溶媒等を取り扱うことその他の火災の発生を防止するための措置が講じられているものでなければならない。

5 7 (略)

8 再処理設備には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去しうる設備を施設しなければならない。

9 11 (略)

12 ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管

廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る構造としなければならない。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六條第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

(地震による損傷の防止)

第五條の二 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力(事業指定基準規則第七條第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

2| 耐震重要施設(事業指定基準規則第六條第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による地震力(事業指定基準規則第七條第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

廃棄その他の火災のおそれがない保管廃棄をしようとする構造としなければならない。

(耐震性)

第五條 再処理施設は、これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

2| 前項の地震力は、再処理施設の構造及びこれが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度、地震活動の状況その他の要因を考慮して算定しなければならない。

(新設)

3 耐震重要施設が事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五條の三 安全機能を有する施設が基準津波(事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。以下同じ。)によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(新設)

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第五條の四 安全機能を有する施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

(新設)

2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

3 航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうお
それがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講
じなければならぬ。

(再処理施設への人の不法な侵入等の防止)

第五条の五 再処理施設を設置する工場又は事業所(以
下「工場等」という。)には、再処理施設への人の不
法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有
する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷
するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正ア
クセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律
(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定
する不正アクセス行為をいう。第十四条の二第二項第
五号において同じ。)を防止するため、適切な措置を
講じなければならぬ。

(再処理施設内における溢水による損傷の防止)

第五条の六 安全機能を有する施設が再処理施設内にお
ける溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれが
ある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなけ
ればならぬ。

(再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷
の防止)

第五条の七 安全機能を有する施設が再処理施設内にお

(新設)

(新設)

(新設)

ける化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

(材料及び構造)

第六条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならぬ。

(閉じ込めの機能)

第七条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならぬ。

一 (略)

二 セルは、その内部を常時負圧状態に維持し得るも

(材料及び構造)

第六条 再処理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならぬ。

2 再処理施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならぬ。

(閉じ込めの機能)

第七条 再処理施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならぬ。

一 (略)

二 セルは、その内部を常時負圧状態に維持しうるも

のであること。

三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。

四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理し得るように施設すること。

五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き密閉することができる構造であること。

六（略）

七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

八 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び使用済燃料等による汚染の発生のおそ

のであること。

三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視しうる構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理しうる構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。

四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理しうるように施設すること。

五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持しうるものであり、かつ、給気口及び排気口を除き密閉することができる構造であること。

六（略）

七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持しうるものであること。

八 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び使用済燃料等による汚染の発生のおそ

れがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。

イ（略）

ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。

ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）

（）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十八条第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

れがある室は、その内部を負圧状態に維持しうるものであること。

九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより施設すること。

イ（略）

ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰（せき）が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 再処理施設を設置する工場又は事業所の外に排水を排出する排水路（湧（ゆう）水に係るものであつて使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十八条第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。

(遮蔽)

第八条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びブスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

2 | 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設しなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

(安全機能を有する施設)

第十一条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように施設しなければならない。

2 | 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように施設しなければならない。

3 | 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持する

(しやへい)

第八条 (新設)

再処理施設を設置する工場又は事業所内の外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要なしやへい能力を有するしやへい設備を施設しなければならない。この場合において、当該しやへい設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。

(新設)

ため、適切な保守及び修理ができるように施設しなければならぬ。

4 安全機能を有する施設に属する設備であつて、ポンプその他の機器又は配管の損壞に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

5 安全機能を有する施設を二以上の原子力施設と共用する場合には、共用することによつて再処理施設の安全性を損なわぬように施設しなければならぬ。

(安全上重要な施設)

第十一条の二 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければならぬ。

(削る)

(削る)

(安全上重要な施設)

第十一条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

- 一 二以上の原子力施設（加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。）において共用する場合には、共用することによつて再処理施設の安全性を確保する機能が損なわれるおそれがないようにすること。
- 二 再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、当該施設自体又は当該施設

(削る)

(安全避難通路等)

第十二条の二 再処理施設には、次に掲げる設備を施設

しなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

(使用済燃料の貯蔵施設等)

第十三条 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。

二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところにより施設すること。

イ (略)

ロ 水が使用済燃料によつて汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。

が属する系統として多重性を有すること。

三 再処理施設の安全を確保する機能を確認するため
の検査又は試験及びこれらの機能を健全に維持する
ための保守又は修理ができること。

(新設)

(使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設)

第十三条 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去しうるものであること。

二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところにより施設すること。

イ (略)

ロ 水が使用済燃料によつて汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。

ハ 水の漏えいを適切に検知し得るものであること。

2 | 製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るように施設しなければならない。

(計測制御系統施設)

第十四条 再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一〇五 (略)

2 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第十八条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。

(削る)

ハ 水の漏えいを適切に検知しうるものであること。

(新設)

(計測制御系統施設)

第十四条 再処理施設には、次に掲げる事項を計測し、制御する設備を施設しなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもつて替えることができる。

一〇五 (略)

2 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第十八条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。

3 | 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全を著しく損なうおそれが生じたときに、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的

(安全保護回路)

第十四条の二 再処理施設には、安全保護回路を施設しなければならない。

2 安全保護回路は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。

二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。

三 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。

四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が

制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる安全保護回路を施設しなければならない。

(新設)

生じた場合においても、再処理施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。

五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること。

六 計測制御系の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものであること。

(制御室等)

第十五条 (略)

2 制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を示す警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならぬ。

3 制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置を施設しなければならない。

4 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流

(制御室)

第十五条 (略)

2 制御室には、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を示す警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中して施設しなければならない。

(新設)

(新設)

量その他の再処理施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を施設しなければならない。

5 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の当該従事者を適切に防護するための設備を施設しなければならない。

（廃棄施設）

第十六条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 三 （略）

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易

3 制御室及びこれに連絡する通路には、再処理施設の故障、損壊等が生じた場合において、放射線業務従事者が必要な措置を採るために支障なく制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるよう、しやへい設備の設置その他の適切な放射線防護措置を講じなければならない。

（廃棄物処理設備）

第十六条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところにより施設しなければならない。

一 三 （略）

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持しうるものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易

な構造であること。

五 (略)

(保管廃棄施設)

第十七条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であつて、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によつて過熱するおそれがあるものは、冷却のために必要な措置を講じ得るように施設しなければならない。

(放射線管理施設)

第十八条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて替えることができる。

一 再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率

二 五 (略)

(保安電源設備)

第十九条 再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、

な構造であること。

五 (略)

(保管廃棄設備)

第十七条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であつて、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によつて過熱するおそれがあるものは、冷却のために必要な措置を講じうるように施設しなければならない。

(放射線管理施設)

第十八条 再処理施設を設置する工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて替えることができる。

一 再処理設備、使用済燃料等の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率

二 五 (略)

(非常用電源設備)

第十九条 再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内

内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。

2 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

3 保安電源設備には、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。

5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であつても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

(緊急時対策所)

燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

2 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第二十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に施設しなければならない。

(新設)

(通信連絡設備)

第二十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。

(新設)

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。

第三章 重大事故等対処施設

(新設)

(火災等による損傷の防止)

(新設)

第二十二条 重大事故等対処施設が火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)(又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。))に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備を施設しなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備には、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必

要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。

4 重大事故等対処施設が火災又は爆発によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。

二 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。

(重大事故等対処施設の地盤)

第二十三条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に施設しなければならない。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処

(新設)

設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設において、基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

(地震による損傷の防止)

第二十四条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより施設しなければならない。

一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。

(新設)

2 前項第一号の重大事故等対処施設が事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

(津波による損傷の防止)

第二十五条 重大事故等対処施設が基準津波によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならぬ。

(新設)

(重大事故等対処設備)

第二十六条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによらなければならない。

(新設)

- 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。
- 二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。
- 三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。
- 四 健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。

-
- 五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。
 - 六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。
 - 七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。
 - 2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因によつて設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。
 - 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによらなければならない。
 - 一 常設設備（再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができる、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。
-

-
- 二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。
 - 三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。
 - 四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。
 - 五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。
 - 六 共通要因によつて、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。
-

(材料及び構造)

第二十七条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。

2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設しなければならない。

(臨界事故の拡大を防止するための設備)

第二十八条 セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。

一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備

二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置さ

(新設)

(新設)

れた配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

三 臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)

第二十九条 セル内において使用済燃料から分離された

物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第二号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。

一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備

二 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備

三 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になつた場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(新設)

（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）

第三十条 セル内において放射線分解によつて発生する

水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の三第三号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。

一 放射線分解により発生する水素による爆発（以下この条において「水素爆発」という。）の発生を未然に防止するために必要な設備

二 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続けて生じることがない状態を維持するために必要な設備

三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

（有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）

（新設）

第三十一条 セル内において有機溶媒その他の物質を内包する施設には、再処理規則第一条の三第四号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を施設しなければならない。

(新設)

- 一 火災又は爆発の発生（リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。）を未然に防止するために必要な設備
- 二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備
- 三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備
- 四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

第三十二条 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

(新設)

2 | 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水
の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の
水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽
内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨
界を防止するために必要な設備を施設しなければなら
ない。

(放射性物質の漏えいに対処するための設備)

第三十三条 セル内又は建屋内（セル内を除く。以下こ
の条において同じ。）において系統又は機器からの放
射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設
には、必要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に規
定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要
な次に掲げる重大事故等対処設備（建屋内において系
統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するため
の機能を有する施設にあつては、第三号を除く。）を
施設しなければならない。

一 | 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に
防止するために必要な設備

二 | 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した
場合において当該系統又は機器の周辺における放射
性物質の漏えいの拡大を防止するために必要な設備
三 | 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した
設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するた

(新設)

めに必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になつた場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)

第三十四条 再処施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備を施設しなければならぬ。

(新設)

(重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

第三十五条 設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、再処施設には、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等に対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を施設しなければならぬ。

(新設)

(電源設備)

第三十六条 再処施設には、設計基準事故に対処する

(新設)

ための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を施設しなければならぬ。

(計装設備)

第三十七条 再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となつた場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を施設しなければならぬ。

2 再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備を施設しなければならぬ。

3 前項の設備は、共通要因によつて制御室と同時にその機能が損なわれないものでなければならぬ。

(制御室)

第三十八条 第十五条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を施設しなければならぬ。

(新設)

(新設)

(監視測定設備)

第三十九条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を施設しなければならない。

2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を施設しなければならない。

(緊急時対策所)

第四十条 第二十条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによらなければならない。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。

三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場

(新設)

(新設)

所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。

2| 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができ、措置を講じなければならぬ。

(通信連絡を行うために必要な設備)

第四十一条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。

(新設)

○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則

(昭和六十三年総理府令第一号) (第十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第一条の二 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十一 (略)</p> <p>(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)</p> <p>第二条 法第五十一条の二第二項の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。)第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第一条の二 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇十一 (略)</p> <p>(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)</p> <p>第二条 法第五十一条の二第二項の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p>

二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ (略)

ロ 廃棄物埋設施設の一般構造

(1) (略)

(2) 耐津波構造(第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号)第五条に規定する津波に対して第二種廃棄物埋設施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

(3) (略)

(削る)

ハ ト (略)

三 五 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

(変更の許可の申請)

第三条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

二 法第五十一条の二第二項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ (略)

ロ 廃棄物埋設施設の一般構造

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

ハ 建物の構造

ニ 五 (略)

三 五 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(変更の許可の申請)

第三条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通、副本二通及び写し一通とする。

(機構が行う廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の通知書等)

第六条の三 原子力規制委員会は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第五条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書(法第五十一条の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の一部に係るものを除く。)を定めるものとする。

2| 原子力規制委員会は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合であつて、確認に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一 一六 (略)

3| (略)

4| 原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(合併及び分割の認可の申請)

第十条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しな

(機構が行う廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の通知書)

第六条の三 (新設)

原子力規制委員会は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合であつて、確認に関する事務の一部を機構が行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し通知するものとする。

一 一六 (略)

2| (略)

3| 原子力規制委員会は、第一項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

(合併の認可の申請)

第十条 法第五十一条の十二第一項の合併の認可(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

ければならない。

一・二 (略)

三 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により第二種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し

二 合併後存続する法人又は吸収分割により第二種廃棄物埋設の事業を承継する法人が現に第二種廃棄物埋設事業者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 (略)

四 合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により第二種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

五 前号に規定する法人が法第五十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓

一・二 (略)

三 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併の方法及び条件

五 合併の理由

六 合併の時期

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し

二 合併の当事者の一方が第二種廃棄物埋設事業者でない場合にあつては、その法人の定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 (略)

四 合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴

(新設)

記録事項	記録すべき場合	保存期間
<p>約する書面</p> <p>六 合併後又は分割後における資金計画及び事業の収支見積り</p> <p>(削る)</p> <p>七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第十一条 法第五十一条の五第二項、法第五十一条の十一又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。</p> <p>(記録)</p> <p>第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p>		
記録事項	記録すべき場合	保存期間
<p>五 合併後における資金計画及び事業の収支見積り</p> <p>六 その他合併後における第二種廃棄物埋設の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項(新設)</p> <p>3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。</p> <p>(変更等の届出)</p> <p>第十一条 法第五十一条の五第二項、法第五十一条の十一又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。</p> <p>(記録)</p> <p>第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。</p>		

<p>可を受けた場合を除く。</p>	<p>一条の二十五第二項の認</p>	<p>た警報の内容（法第五十</p>	<p>警報装置から発せられ</p>	<p>三</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 放射線管理記録</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る一月間（全ての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては一週間）の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度（法第五十一条の十八第一項の変更の認可を受けた保安規定に定めるところにより、周辺監視区域を廃止した場合）は、廃棄物埋設地の近傍の地下水中の放射性物質の濃度</p> <p>ニ ヌヌ (略)</p> <p>三 警報装置から発せられた警報の内容（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。</p>
			<p>その都度</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>線量当量</p> <p>毎月一回（一週間）の線量当量にあつては、毎週一回</p> <p>線量当量</p> <p>は十年間</p> <p>、地下水</p> <p>中の放射</p> <p>性物質の</p> <p>濃度にあ</p> <p>つては第</p> <p>七項に定</p> <p>める期間</p>
			<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 放射線管理記録</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 周辺監視区域における外部放射線に係る一月間（全ての廃棄物埋設地を土砂等で覆うまでの間においては一週間）の線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度</p> <p>ニ ヌヌ (略)</p> <p>三 (新設)</p>
			<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>線量当量</p> <p>毎月一回（一週間）の線量当量にあつては、毎週一回</p> <p>線量当量</p> <p>は十年間</p> <p>、地下水</p> <p>中の放射</p> <p>性物質の</p> <p>濃度にあ</p> <p>つては第</p> <p>七項に定</p> <p>める期間</p>

四・五 （略） 六 降雨記録	（略）	（略）	三・四 （略） 五 降雨記録	（略）	（略）
イ 降雨量（法第五十一 条の二十五第二項の認 可を受けた場合を除く 。）	連続して	一年間	イ 降雨量（法第五十一 条の十八第一項の認可 又は変更の認可を受け た保安規定に定めると ころにより、記録しな いこととした場合を除 く。）	連続して	一年間
ロ 一月間についての積 算降雨量（法第五十一 条の二十五第二項の認 可を受けた場合を除く 。）	毎月一回	第七項に 定める期 間	ロ 一月間についての積 算降雨量（法第五十一 条の十八第一項の認可 又は変更の認可を受け た保安規定に定めると ころにより、記録しな いこととした場合を除 く。）	毎月一回	第七項に 定める期 間
七 地下水の水位（法第五 十一条の二十五第二項の 認可を受けた場合を除く 。）	毎月一回	第七項に 定める期 間	六 地下水の水位（法第五 十一条の十八第一項の認 可又は変更の認可を受け た保安規定に定めるとこ ろにより、記録しないこ ととした場合を除く。） （新設）	毎月一回	第七項に 定める期 間
八 法第五十一条の十八第	法第五十一条の	第七項に			

<p>一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況（前二号に掲げるもの及び法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）</p>	<p>十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める都</p>	<p>定める期間</p>
<p>256 (略)</p> <p>7 第一項の表第一号、第二号ハ、チ及びリ、第四号ロ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>(管理区域への立入制限等)</p> <p>第十四条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、法第五十一条の十八第一項の変更の認可を受けた保安規定において、これらの区域を定めないこととした場合は、この限りでない。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>752 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>256 (略)</p> <p>7 第一項の表第一号、第二号ハ、チ及びリ、第三号ロ、第四号、第五号ロ、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>(管理区域への立入制限等)</p> <p>第十四条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定において、これらの区域を定めないこととした場合は、この限りでない。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。

ロ(二) (略)

二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界に柵又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らか場合は、この限りでない。

(廃棄物埋設地の保全)

第十七条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第

二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設地の保全に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏えいを監視

一 管理区域については、次の措置を講ずること。

イ 壁、さく等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講ずること。

ロ(二) (略)

二 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 境界にさく又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らか場合は、この限りでない。

(廃棄物埋設地の保全)

第十七条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第

二種廃棄物埋設事業者は、埋設の終了した廃棄物埋設地の保全に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定において、第一号又は第二号の措置を採らないこととした場合は、この限りでない。

一 廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏えいを監視

し、異常な漏えいがあったと認められる場合には速やかに廃棄物埋設地の設備の修復その他の放射性物質の異常な漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

二・三 (略)

2| 前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物埋設施設については適用しない。

(廃棄物埋設施設の定期的な評価等)

第十九条の二 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 (略)

(防護措置)

第十九条の三 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護

し、漏えいがあったと認められる場合には速やかに廃棄物埋設地の設備の修復その他の放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

二・三 (略)

(新設)

(廃棄物埋設施設の定期的な評価等)

第十九条の二 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から二十年を超えない期間ごとに、余裕深度処分に係る廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 (略)

2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときは、余裕深度処分に係る廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。

3 (略)

(防護措置)

第十九条の三 (略)

2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護

のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 八 (略)

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ (略)

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用

のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 八 (略)

九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ (略)

ロ 見張人に、人の侵入を監視するための装置を用

いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) (3) (略)

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鍵及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ 鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 (略)

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において単に「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

(1) (3) (略)

ハ・ニ (略)

十・十一 (略)

十二 防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設の出入口に施錠する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ かぎ及び錠については、取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ロ かぎ又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ハ かぎを管理する者としてあらかじめ指定した者にそのかぎを厳重に管理させ、当該者以外の者がそのかぎを取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめそのかぎを一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 (略)

十七 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に關し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 二 （略）

十八 二十四 （略）

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等」とあるのは「柵等」と、「区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること」とあるのは「区画すること」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設等の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 二 （略）

十八 二十四 （略）

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項（第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等」とあるのは「さく等」と、「区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること」とあるのは「区画すること」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護

「と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立
入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第
五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」
とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限
区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、
当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは
「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺
防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域
、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護
区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域
内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防
護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は
立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項
第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域
の出入口においては、次に掲げる措置」とあるのは「
防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を、立
入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる措置
」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護
区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区
域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中
「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は
施設」とあるのは「防護区域又は施設」と、同項第十
七号中「防護区域内又は周辺防護区域内」とあるのは
「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内」
とあるのは「防護区域内」と、同項第十八号中「防護

区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当
該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同
項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区
域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入
制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区
域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とある
のは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、
周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護
区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「
防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護
区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは
「防護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内
又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、
同項第八号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限
区域の出入口においては、次に掲げる措置」とあるの
は「防護区域の出入口においては、次に掲げる措置を
、立入制限区域の出入口においては、次のハに掲げる
措置」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺
防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防
護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二
号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域
又は施設」とあるのは「防護区域又は施設」と、同項
第十七号中「防護区域内又は周辺防護区域内」とある
のは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域
内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十八号中「

区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質（同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四号ハに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率がグレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

4 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十三号から第十六号まで及び同項第十九号から第二十四号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、

防護区域内、周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質（同表第四号ハに掲げる物質及び同表第五号に掲げる物質のうち照射された同表第四号ハに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一米ートルの距離において吸収線量率がグレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

4 第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十三号から第十六号まで及び同項第十九号から第二十四号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域」と、同項第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、

及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。

三 五 (略)

(保安規定)

第二十条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十三号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域をさく等の障壁によつて区画すること。

三 五 (略)

(保安規定)

第二十条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一〇十 (略)

十一 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要なる情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視(第十号に掲げるものを除く。)に關すること。

十二〇二十 (略)

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一〇八 (略)

九 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

十〇二十一 (略)

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は第二項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

一〇十 (略)

(新設)

十一〇十九 (略)

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一〇八 (略)

九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

十〇二十一 (略)

(新設)

- 4| 第二項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 5| 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。
（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）
第二十一条（略）
- 2（略）
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。
（廃棄物取扱主任者の選任等）
第二十二条（略）
- 2（略）
- 3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（核物質防護規定）
第二十二条の二（略）
- 2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）とする。

- 3| 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
- 4| 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。
（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）
第二十一条（略）
- 2（略）
- 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。
（廃棄物取扱主任者の選任等）
第二十二条（略）
- 2（略）
- 3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び副本各一通とする。
（核物質防護規定）
第二十二条の二（略）
- 2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

(核物質防護管理者の選任等)

第二十二條の四 (略)

2 法第五十一條の二十四第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通及び写し一通(廃棄物埋設施設のうち令第六十四條の表第八號の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二條の十 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第二種廃棄物埋設事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 第十七條第一項に規定する措置を必要としない状況にあること。

三・四 (略)

(報告の徴収)

第二十七條 (略)

2 第一項の報告書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(核物質防護管理者の選任等)

第二十二條の四 (略)

2 法第五十一條の二十四第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二條の十 法第五十一條の二十五第三項において準用する法第十二條の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第二種廃棄物埋設事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

(報告の徴収)

第二十七條 (略)

2 第一項の報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

(身分を示す証明書)
 第二十八条 第二種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の三によるものとし、法第六十八条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第六によるものとする。

様式第5の2 (第28条関係)

(表 面)

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 (略)

第51条の18 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(身分を示す証明書)
 第二十八条 第二種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第六によるものとする。

様式第5の2 (第28条関係)

(表 面)

(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 (略)

第51条の18 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

<p>四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、<u>第43条の3の24第6項</u>、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第56条の3第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
<p>様式第5の3（第28条関係）</p> <p>（表 面）</p> <p>（略）</p> <p>（裏 面）</p>	<p>様式第5の3（第28条関係）</p> <p>（表 面）</p> <p>（略）</p> <p>（裏 面）</p>
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第12条の2（略）</p> <p>第51条の23（略）</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、<u>第43条の3の27第2項</u>、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）</p> <p>第12条の2（略）</p> <p>第51条の23（略）</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>

様式第 6 (第28条関係)

(表 面)

番号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第7項の規定
による

身分証明書
(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者について)は原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要

様式第 6 (第28条関係)

(表 面)

番号
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第6項の規定
による

身分証明書
(略)

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者について)は原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要

な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15第1項、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

5 (略)

6 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機軸の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させる

な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。

4 (略)

5 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第1項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機軸の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7～10 (略)

11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12～19 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十七 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立ち入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

ことができる。

7 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8～11 (略)

12 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13～20 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)第2項から第5項まで又は第13項の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第6項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)第2項から第4項まで又は第12項の規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の4 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第68条第5項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)) 一億

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究用等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、

第3号（試験研究用等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究用等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究用等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究用等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究用等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究用等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究用等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究用等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究用等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究用等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑